

宇城市立図書館雑誌スポンサー制度実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、雑誌を広告媒体として民間事業者等が活用することによりその事業活動を促進するとともに、宇城市立図書館（以下「図書館」という。）の新たな図書館資料を確保し、もって市民の図書館利用サービスの向上を図ることを目的として行う宇城市立図書館雑誌スポンサー制度（以下「雑誌スポンサー制度」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(内容)

第2条 雑誌スポンサー制度は、広告を表示する者（以下「広告主」という。）が市に提供する雑誌の最新号のカバー及び雑誌架に広告を掲載し、図書館の利用者の閲覧に供することによって行うものとする。

(広告主及び広告の対象)

第3条 宇城市広告掲載基準（平成24年4月1日施行）第4条に該当する規制業種又は事業者に係る広告は、掲載しない。広告の掲載期間中にこれらに該当するに至った場合も、同様とする。

2 広告の内容は、図書館の公共性を損なうおそれのないものとし、宇城市広告掲載事業実施要綱（平成24年宇城市告示第44号）第4条及び宇城市広告掲載基準第5条に該当するものは、対象としない。

(申込み)

第4条 広告主になろうとする者は、図書館が指定する雑誌の中から提供しようとする雑誌を選定し、雑誌スポンサー制度申込書（様式第1号）に次の書類を添付し、宇城市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に申し込むものとする。

(1) 掲示しようとする広告の図案及び原稿

(2) 広告主になろうとする者の概要がわかる書類

2 広告主になろうとする者が、図書館が指定する雑誌以外の雑誌の提供を希望する場合は、教育委員会が図書館資料として適当と認めたものに限り提供することができる。

3 前項に定めるもののほか、雑誌スポンサーの募集に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

(広告主の選定及び広告の内容確認)

第5条 教育委員会は、広告主を選定するとともに、宇城市広告掲載基準に基づいて、広告ごとに具体的な広告内容を確認し、その上で修正又は削除等が必要な場合は、広告主に依頼するものとする。

(審査会)

第6条 前条の審査を行うため、宇城市立図書館雑誌スポンサー広告審査会（以下「審査会」という）を設置することとし、その庶務を中央図書館において処理する。

2 審査会の委員長に中央図書館長、委員に中央図書館総務係長、中央図書館庶務係長、

各館担当者その他館長が必要と認める職にある者をもって充てる。

- 3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、中央図書館総務係長がその職務を代行する。

(会議)

第7条 審査会は、広告の内容等に疑義が生じた場合において、委員長が必要とみとめたときに、委員長が招集する。

- 2 審査会の会議は、委員長がその議長となる。
- 3 審査会の会議は、委員の過半数の出席により成立する。
- 4 審査会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は委員長が決する。
- 5 委員長が必要と認めたときは、関係者に会議への出席を依頼し、説明を求めることができる。

(広告主の決定等)

第8条 教育委員会は、前条の審査結果を受けたときは、速やかに、雑誌スポンサー承諾(不承諾)決定通知書(第2号様式)により、申込者に通知するものとする。

- 2 教育委員会は、雑誌スポンサーに決定した広告主と覚書(第3号様式)により契約を締結するものとする。

(広告内容の変更)

第9条 教育委員会は、広告主から雑誌に掲示した広告内容の変更届(第4号様式)が提出されたときは、広告掲載の可否を審査するため審査委員会に諮らなければならない。

(広告掲出期間)

第10条 広告の掲出期間は、図書館が掲出を決定した月の翌月から翌年3月31日までとする。ただし、掲出の決定が1月から3月までとなる場合は、その年の4月1日から翌年3月31日までとする。

- 2 広告の掲出期間満了の2月前までに広告主からの雑誌の提供中止届(様式第5号)の提出がない場合は、掲出期間を自動的に更新するものとし、その後も同様とする。この場合において、更新後の広告の掲出期間の満了日は、更新前の広告の掲出期間の満了日の翌年の3月31日までとする。

(雑誌の提供中止の届出)

第11条 教育委員会は、広告主から雑誌の提供中止届(第5号様式)が提出されたとき及び広告主が広告掲載基準第4条各号のいずれかに該当することが明らかとなったときは、雑誌スポンサー取消通知(第6号様式)により、広告主に通知するものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。